

鹿沼テニス協会 会則

改 訂 履 歴	
制定日	2006年3月12日(総会承認)
一部改定	2010年3月28日(総会承認)
一部改定	2017年3月19日(総会承認)
一部改定	2019年3月17日(総会承認)
一部改定	2020年3月14日(総会承認)

第一章 総則

第1条 名称

この会を「鹿沼テニス協会」と称する。

第2条 事務所

この会の事務所を、会長宅に置く。

第3条 目的

この会は、鹿沼市の硬式テニスの普及振興を図ることにより、市民の体力増強、スポーツマンシップの高揚、及び親睦を図ることを目的とする。

第4条 事業

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 硬式テニス大会等の事業を主催・後援・公認すること。
2. 他の協会等が開催するテニス大会等に、協会の代表選手を派遣または推薦すること。
3. 鹿沼市内外のスポーツ団体と交流すること。
4. その他この会の目的を達成する為に必要な事業を行うこと。

第5条 組織

この会は、鹿沼市及びその近郊に活動拠点があるテニスクラブ、団体、学校等のうち、この会への加入手続きを終了したもの（以下「登録団体」という）をもって組織する。

第二章 役員

第6条 役員

1. この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
専務理事	6名
事業担当理事	若干名
監事	1名
顧問	若干名

2. 役員任期は2年とし、兼任・再任は妨げない。
3. 任期中に欠員が生じた場合は、前任者が所属する登録団体から後任者を選出し、残任期間の職務にあたらせる。

第7条 役員の仕事

役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長はこの会の事業を総理し、この会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は役員会を総理する。
4. 専務理事は会長を補佐し、総会議決に基づきこの会の事業を総合的に執行する。
5. 事業担当理事は会長を補佐し、総会議決に基づきこの会の特定の事業を専門的に執行する。
6. 監事はこの会の会計、および専務理事の業務執行状況を監査する。
7. 顧問はこの会の事業に意見または助言を与えることができる。

第8条 役員の選出

役員の選出は次の各号による。

1. 正・副会長、理事長は、役員会が登録団体の中から推薦者を選出し、総会において決定する。
2. 専務理事は登録団体による持ち回り制とし、当該順番となった登録団体が各1名の推薦者を選出し、総会において決定する。
3. 事業担当理事は、必要に応じて会長が推薦者を選出し、役員会において決定する。
4. 監事は、役員会が推薦者を選出し、総会において決定する。
5. 顧問は、必要に応じて会長が推薦者を選出し、総会において決定する。

第三章 会議

第9条 会議

この会の議決機関は次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会

第10条 総会

1. 総会は役員と登録団体の代表者によって構成し、会長がこれを召集する。
2. 総会は次の事項について協議し、承認する。
 - ①事業計画・事業報告・予算案
 - ②役員の選出
 - ③会則の改廃
3. 総会は登録団体の2/3以上の出席をもって成立し、決議は出席した代表者の過半数の賛成または反対による。
4. 委任状をもって出席とみなす。

第11条 役員会

1. 役員会は正・副会長、理事長、専務理事、および事業担当理事によって構成し、会長又は理事長がこれを召集する。
又、必要に応じ顧問に出席を要請することができる。
2. 役員会は次の事項を審議・遂行する。
 - ①総会に提出する事業計画案、事業報告、予算案、決算報告の作成
 - ②役員の推薦
 - ③新規団体の加入承認
 - ④事業の実施方法に関する事項
 - ⑤協会の運営に必要な細則の決定
 - ⑥その他必要な事項

第四章 会計

第12条 経費

この会の経費は、登録団体の納入する登録料・補助金その他の収入を持ってあてるものとする。

第13条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第14条 会計監査

監事は、その年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。

第五章 設立年月日

本協会は、1976年4月1日設立とする。

附則

この会則は2017年4月1日から施行する。

【組織図】

